

変体仮名と崩し字

近殿神社の道標の変体仮名

現在、別府地区を南北に貫く276号県道は、熊谷市新堀と群馬県太田市尾島町を結んでおり、新堀・尾島線と呼ばれています。江戸時代頃は違っていたようです。下増田の近殿神社にある道標は、この道の端にあつたものが移されたとのことですが、「左ふい志ま道・右わきやみち」と書かれています。



これは、熊谷市の新島と群馬県太田市の脇屋を示すようですが、「ふ」の文字が「に」とは読めなかつたので調べて見ました。

明治19年迅速地図



道は実際にはクネクネと曲がっていますが、地図上で見るとほぼ一直線に見えます。新島は中仙道の一里塚辺りで、脇屋は上野国新田郡の脇屋で、新田義貞の弟で脇屋義助と名乗った人がいたようです。

変体仮名で「に」を調べてみると、8種類ありました。

ふ ぬ み ろ 仁 兜 而 尾

この中の「尔（漢音…ジ、呉音…ニ）」で、その省略形は「尔」で、道標の文字は省略形の「尔」の崩し字を「に」と読ませたようです。

足利成氏書状の崩し字

足利成氏書状（切紙）〔別符文書〕

（切封）

玉井・長井・別符以下參御方由被申上候、玉井雖申上子細候、不及御返事候間、參上事、於于今曾無御存知候、御書等不被成之候、其方無御談合、不可有御對面候、殊彼等所帶事、長井庄以下被下其方、被行別符三河守候上者、雖雖申候、不可有御信用候間、不可有相違候、謹言、

〔後享
十六年〕

十一月十五日

結城七郎殿

〔足利
成氏〕（花押）

これは、「熊谷市郷土文化会誌第51号」に掲載されたもので、田村五郎氏が昭和61年に「別府氏古文書」として自費出版されたとのことだ。

この「長井庄以下被下其方」と「被行別符三河守」を、「別符等の不参を難じ、幡羅郡長井莊以下の所領を没収し、結城氏広に与う」と訳してありますが、「被下」は「下さるる」で、「被行」は「行はるる」であり、どちらも否定の言葉ではありません。

平成25年に発行された「熊谷市史資料編」でも、

「成氏が近臣の結城氏広に対し、玉井氏・長井氏の不参につき長井庄以下の彼らの所領を没収し、氏広に与えることを伝えた書状である」と書かれており、「被下」と「被行」の箇所については説明がありませんが、この文書の最初の箇所は、「玉井・長井・別符以下御方に参じる由（よし）申し上げられ候」と書かれているように思います。不参ということは書かれておらず、参じると書かれているようです。

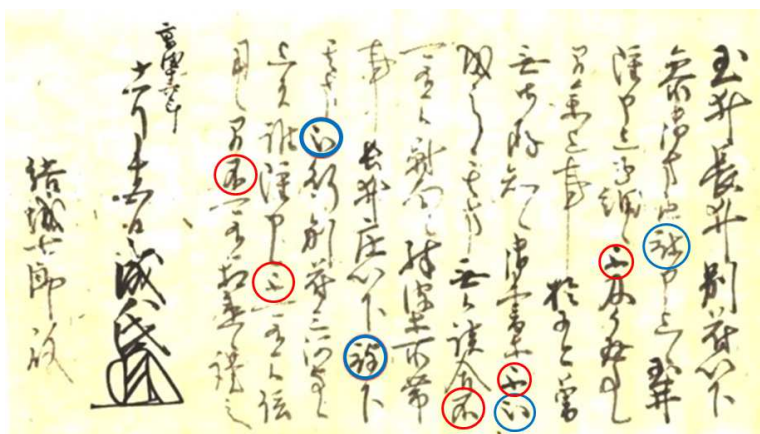
上の説明は埼玉

足利成氏が古河城を中心に東上野、武蔵太田庄を押えたのに対し、上杉氏は長禄三年（一四五九）ころには前線陣地として五十子陣（現本庄市）を設けて対峙した。その結果、両者の合戦は毎年のように、利根川流域の東上野から太田庄・埼玉郡にかけて行なわれた。このため、両者の中間地帯にあった北武蔵の諸將の動向が重要視されたと思われる。No. 10の成氏書状は玉井・長井・別符氏ら幡羅郡（現大里郡北部）に勢力をもち、武州一揆を構成する武將が味方になるといったことに対し、玉井は子細を申すので結城氏広と談合がなければ対面を認めない、長井莊等の所領は氏広を通して、成氏方となった別符宗幸に宛行われるうちは、異論があっても認めないという内容であろう。

県立文書館が昭和63年に行った「古河公方文書展」のリーフレットのもので、「玉井・長井・別符氏らが成氏方の味方になる」とことと「長井莊等の所領を別符三河守に宛て行われる」

ことを成氏が「異論があっても認めない」と訳しています。

次の文書は西敬寺のホームページから持ってきたもので、筆で書かれた原書とされています。この成氏の書状の中には、「被」と「不」がわりと使われており、それも両方も統一した文字でなく、異なつた崩し字が使われています。



青○印は「被」で赤

○印は「不」ですが、どちらも二種類の文字が使われています。

下表で、楷書・書状・

崩し字（東京大学史料編纂所の電子くずし字辞典による）を比べてみました。

どうして成氏が二種類の文字を使用したのか

は不明です。

不		被		楷書	書状	崩し字
<small>平成5年6月21日 中川四郎氏所蔵文書</small>	<small>12月24日 英龍井強謙消息</small>	<small>12月24日 英龍井強謙消息</small>	<small>弘長2年8月11日 延時文書</small>			
<small>建永5年11月22日 攝法寺文書</small>	<small>12月24日 英龍井強謙消息</small>	<small>永正2年7月14日 中川四郎氏所蔵文書</small>	<small>応仁元年7月12日 中川四郎氏所蔵文書</small>			

特に「不」と「被」の文字を極端に崩した文字の方は似通っており、良く見ないと「不」と「被」を間違えることがありそうに思われます。

以前に村史を調べていて、ネット上にも近くの図書館にもない「日本史攷究・第20号（関東武者別符氏について）」が、早稲田大学関連の「日本史攷究会」にあると思つたので、高橋さんをお願いして、その資料を早稲田大学名誉教授の村田安穂先生から入手することができました。

なってしまった。そうした状況を示すものが「別符文書」の最後の部分として数通みられるが、とくに、享徳十六年（応仁元年）十一月十五日の結城七郎宛の足利成氏書状によれば、「長井庄以下、被下其方、不行別符三河守（宗幸）候」とみえ、所領的にも縮少を余儀なくされている。さらに、文明十一年（一四七九）閏九月廿四日の

この項は柴辻俊六氏が書かれたもので、書状は載せてありませんでしたが、「被」と思われるところが「不」となっていました。これは、その上に書かれた「被」の崩し字と下に書かれた「被」の崩し字の形が違っていたため、下の方を「不」にしてしまったためか、他に考えられることは、どこかの文献で柴辻俊六氏が、「不行別符三河守」の文面を見たことにあると思われました。

この書状の年号は後筆のようですが、享徳16年（1467）に発行されたようで、長井系図（熊谷市史）によると、この約25年前に結城城で討死した長井実義の母は別符氏の姉だったようです。

また、この長井系図では玉井氏の名も見え、別符氏

と長井氏と玉井氏は姻戚関係にあったように考えられます。